

チャレンジ鹿児島労働局（20年2月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13 - 21

099 - 223 - 8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

1月の有効求人倍率は0・58倍で前月と同水準

鹿児島県の1月の有効求人倍率（季節調整値）は0.58倍（前月0.58倍）と、前月と同水準となりました。また、新規求人倍率（季節調整値）は0.092倍と前月を0.04P上回りました。

新規求人数は前年同月比1.0%の増で6か月ぶりに増加しました。産業別では卸売・小売業（0.1%増）、飲食店・宿泊業（6.4%増）が増加し、医療・福祉（13.8%増）も4か月ぶりに増加に転じましたが、建設業（19.3%減）が6か月連続、サービス業（1.1%減）が3か月連続、製造業（7.6%減）、運輸業（10.9%減）は2か月連続で減少しました。

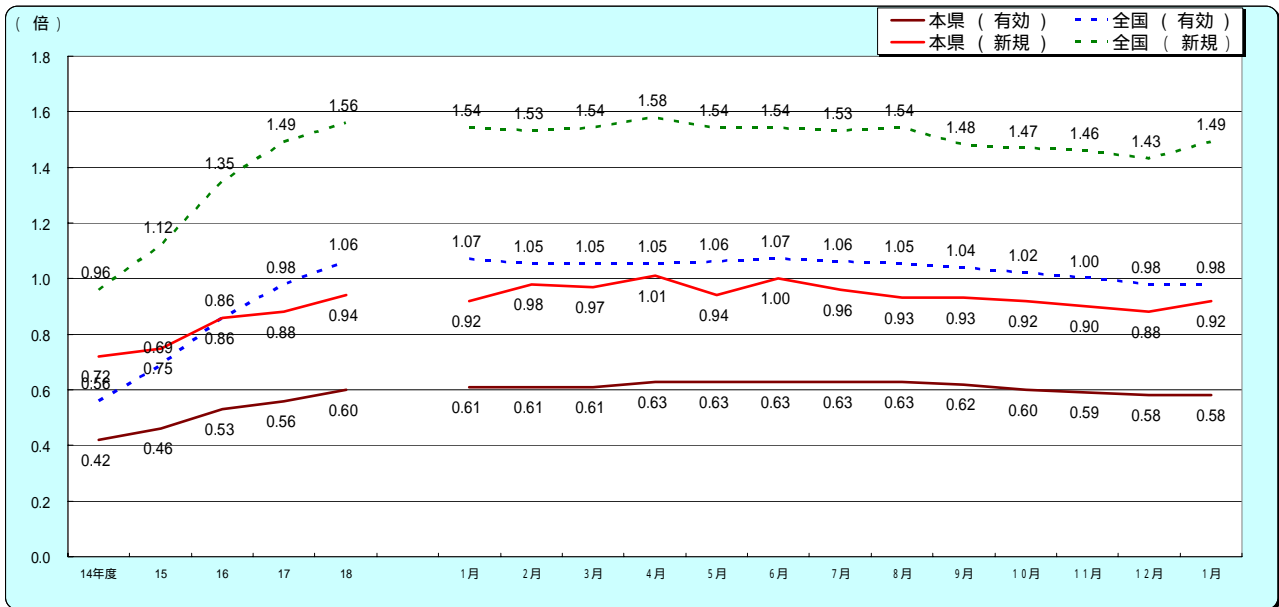
新規求職者数は前年同月比1.2%の増と増加しました。

新規常用求職者の態様別では在職求職者（17.3%増）は7か月連続、離職求職者（3.6%減）は3か月連続で減少し、内訳では事業主都合離職者、自己都合離職者とも減少しました。また、無業求職者（3.7%増）は2か月連続で増加しました。

今後の雇用失業情勢について、景気に停滞感がある中、新規求人の動向は不透明で、一進一退で推移するものと思われます。一方、新規求職者は在職者や団塊の世代を中心とした中高年齢者の求職活動が活発化するなど、やや増加傾向で推移するものと思われます。鹿児島労働局では今後も求人確保対策を中心に、求人情報の提供と職業相談の充実に努めてまいります。

（職業安定部職業安定課）

有効（新規）求人倍率の推移



「労働契約法」が施行されます

平成20年3月1日より「労働契約法」が施行されます。

「労働契約法」は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を、法律で定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的としています。

その主な内容は、

労働契約の成立及び変更の際においては、労働者と使用者の対等の立場での合意が必要であること

解雇や懲戒などの際における権利濫用は無効であること

有期労働契約においても契約期間中はやむを得ない事由がある場合でなければ解雇できないこと

等です。

就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等の状況の下、これらの労働契約ルールを踏まえることで、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにしましょう。

(労働基準部監督課)

建設現場安全パトロール(2月)に局長参加

= 労働災害防止対策の一層の強化を直接要請しました =

県内の平成 19 年の労働災害による死亡者数は 28 人で、平成 18 年の 20 人に比べ 8 人増加しました。

特に昨年は、11月5日(月)に年末年始に向けての、労働災害防止対策の強化を図るため、「緊急労働災害防止団体等代表者会議」を開催し、また、11月15日(木)には局長による建築工事現場の安全パトロールを行ったところですが、残念ながら11月から12月にかけて8人が死亡しています。

鹿児島労働局では、この8人のうち建設業において4人が被災していることから、建設業におけるより一層の労働災害防止対策の強化を局長から直接要請するため、2月に鹿児島県建設業協会が行う建設現場安全パトロールに覺正労働局長が3地区(鹿児島地区：15日、加世田地区：19日、鹿屋地区：21日)、八木労働基準部長が2地区(指宿地区：8日、日置地区：14日)参加しました。

(労働基準部安全衛生課)



2月19日 加世田地区パトロールの様様